

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

目 次

◇ 規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）

◇ 告 示 字の区域の変更（地方課）

土地改良区の役員のが就退任（農村整備課）

土地改良事業計画の変更（二件）（〃）

土地改良法による換地処分（〃）

林業改善資金貸付基準の一部改正（林務課）

県道の供用の開始（道路課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三号の1の項中「十五万円」を「二十万円」に、「二十七万円」を「四十五万円」に改め、同号の2の項中「百五十万円」を「二百六十万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三栗

地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十一年五月八日現在の地番による。）
門谷字竹ノ上エ	門谷字竹ノ上エのうち五三〇と一体をなす国有地の一部以外 の区域
門谷字上神田	門谷字竹ノ上エ五三〇と一体をなす国有地の一部 門谷字上神田のうち五五三と一体をなす国有地の一部以外 の区域
	門谷字平岩六三七、六三八の一部、六四一の一部及びこれ らと一体をなす国有地並びに六四一、六四二と一体をなす 国有地の一部
門谷字黒土田	門谷字黒土田のうち四五九の一、四六二と一体をなす国有 地の一部以外の区域
門谷字平岩	門谷字黒土田四五九の一、四六二と一体をなす国有地の一 部 門谷字崎原五四六の一及びこれと一体をなす国有地の一部 門谷字上神田五五三と一体をなす国有地の一部 門谷字平林ノ前六一八から六二〇までの一部及びこれら と一体をなす国有地 門谷字平岩のうち六三七、六三八の一部、六四一の一部、 六五九の一部、六六一の一部及びこれらと一体をなす国有 地並びに六四〇から六四二までと一体をなす国有地の一部 以外の区域 門谷字コフケ七七一の一部、七七二の三の一部及びこれら と一体をなす国有地

前門谷字平林ノ

門谷字平林ノ前のうち六一八から六二〇までの一部及び
これらと一体をなす国有地以外の区域

門谷字田代の一、六六二、六六三及びこれらと一体をなす
国有地

門谷字田代ノ一

門谷字田代ノ一のうち六六二、六六三及びこれらと一体を
なす国有地以外の区域

門谷字峠ノ子

門谷字平岩六五九の一部、六六一の一部及びこれらと一体
をなす国有地
門谷字コフケ七七一の一部、七七二の三の一部、七八三の
一、七八四の一及びこれらと一体をなす国有地
門谷字峠ノ子の全域

門谷字コフケ

門谷字コフケのうち七七一、七七二の三、七八三の一、七
八四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

門谷字崎原

門谷字崎原のうち五四六の一及びこれと一体をなす国有地
の一部以外の区域

鳥取県告示第六百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定
に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した
旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	野儀久市	倉吉市福山二七五
“	松本岩雄	“ 三江四九二
“	大西登	“ 小鴨一四七一一一七
“	上田光義	“ 一三五〇一八
“	山本正之	“ 鴨河内二五四二
“	北村兼蔵	“ 志津九〇一一八
“	杉原義人	“ 鴨河内二一一〇
“	山崎正美	東伯郡関金町大字安歩八四三一一四
“	佐々木照義	“ 大字大鳥居一一八四
“	新田明信	“ 大字松河原一〇六一八〇〇
“	平岩嘉則	“ 大字堀三一六一
“	西田 莊	“ 大字泰久寺六九五
監事	桑垣文雄	倉吉市上古川四二五
“	大田佳孝	東伯郡関金町大字大鳥居一一八三一一四
“	桑名勝巳	倉吉市北野七〇一

昭和六十二年七月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	石賀貞夫	倉吉市福山二四六
“	松本岩雄	“ 三江四九二
“	大西登	“ 小鴨一四七一一一七
“	上田光義	“ 一三五〇一八
“	幸本公雄	“ 上古川六八三一一四
“	山本正之	“ 鴨河内二五四二

“	北村兼蔵	“ 志津九〇一一八
“	杉原義人	“ 鴨河内二一一〇
“	山崎正美	東伯郡関金町大字安歩八四三一一四
“	佐々木照義	“ 大字大鳥居一一八四
“	新田明信	“ 大字松河原一〇六一八〇〇
“	藤井 収	“ 一〇六一七九九
“	日野 収	“ 大字泰久寺三四八
監事	桑垣文雄	倉吉市上古川四二五
“	大田佳孝	東伯郡関金町大字大鳥居一一八三一一四
“	桑名勝巳	倉吉市北野七〇一

昭和六十二年八月一日就任 任期三年

鳥取県告示第六百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業大栄二期地区農道整備、農業用排水、区画整理及び暗きよ排水を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月二十六日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業大栄二期地区農道整備、農業用排水、区画整理及び暗きよ排水を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月二十六日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る三栗地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十四号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正する。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第四号の項貸付内容の欄4中「加温機、乾燥機」を「加温施設、乾燥施設」に、「保冷库」を「保冷施設」に改める。

鳥取県告示第六百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十二年八月二十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
鷲峰気高線	気高郡気高町大字殿字越前一五 二地先から同町大字飯里字大縄 六六地先まで	昭和六十二年八月二十五日

鳥取県告示第六百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月十五日 鳥取県指令受米土維第三百八十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字廻沢

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原八三九一

株式会社 三幸

代表取締役 梅原教英

鳥取県告示第六百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月二十九日 鳥取県指令受都計三一第一三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市美萩野三丁目（第一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社 中国開発

代表取締役 林 利夫